

令和3年度 新生活スタートアップ支援事業

新婚生活を応援します！



住居費や引越費用の
補助があります。



以下の世帯の要件に該当する場合に、補助を受けることができます。

概要

どんな世帯が対象なの？	令和3年4月1日以降に、次の①～⑦の要件を全て満たす世帯が対象です。 ①ご夫婦共に39歳以下の世帯 ②ご夫婦の所得を合わせて400万円未満の世帯 ③市内の民間賃貸住宅に住所を有する世帯 ④住民登録日前60日以内に賃貸借契約を締結している世帯 ⑤住民登録日から30日以内に補助金の申請をしている世帯 ⑥住民登録日から3年以上本市に定住する意思がある世帯 ⑦市税を滞納していない世帯	
どんな費用が対象なの？	新居の住居費	賃貸住宅の敷金・礼金、仲介手数料
	新居への引越費用	引越業者や運送業者に支払った引越費用
いくら補助を受けられるの？	住居費と引越費用の合計の1/2(1世帯あたり上限30万円です。)	
申請方法は？	必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、 <u>直接申請</u> してください。	

